



ひょうご人権ジャーナル

KIZUNA

INDEX 2-

部落差別のない社会とするために 炭谷茂さん(社会福祉法人恩賜財団済生会 理事長)

同和問題の経緯・現状と今後の課題 <sub>兵庫県健康福祉部人権推進課</sub>

人権文化の発信地として 伊丹市立人権啓発センター「ふらっと」(伊丹市)

人としてどう生きるか

渡辺 千賀子さん(ソプラノ(オペラ)歌手)

ふれあいサロン

特集"同和問題"

分かる・つながる



### "同和問題"

....

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた日本固有の人権問題です。同和問題に 対する県民の皆さんの理解と認識は着実に定着しつつありますが、差別発言や結婚問題 職問題等の事案、インターネット上での差別を助長する行為など、課題は残っています。

同和問題について、正しい理解と認識を深め、日常生活を人権の視点から見つめ直してみ ましょう。

が公布、施行されました。なぜ今日の

(以下「部落差別解消推進法」という。)

落差別の解消の推進に関する法律

2016(平成28)年12月16

日、部

時点でこのような法律が必要となっ

# 私が

# 部落差別のない社会とするために

済生会 理事 社会福祉法人恩賜

財 団

炭が 谷

茂ぱる

さん

### **Profile**

1969(昭和44)年東京大学法学部卒業後、厚生省(以下いずれ 援等のボランティア活動に従事。著書に「私の人権行政論」(解放 出版社)、「社会福祉の原理と課題」(社会保険研究所)等。

たのでしょうか。

の後も法律名は変更されたものの、 は、10年間の期限の法律でしたが、そ 人して取り組まれました。この法律 治体は、同和対策に多額の予算を投 美特別措置法が制定され、国、地方自 1969(昭和4)年に同和対策事

延長されて対策は続けら れました。この結果、同和 がりましたので、同和対策 整備は、かなりの成果が上 地区の道路、住宅等の環境 成14)年3月、法律は廃止 と判断され、2002(平 策の中でも対策ができる 制度がなくても、一般の施 されました。 ための特別の国庫補助

> が、少なくありません。 ここで重要なことは、同和問題が

生は、20%程度と未だ多いのです。履 地など不適切な質問を受けた高校 すが、採用試験の面接で本籍地、出所 す。高校生や大学生が就職するに当 存在します。 歴書に本籍地を記載させる企業も たって、部落差別を受けないように への要望活動を行っている委員会で 企業の担当者向けの研修や行政など 京実行委員会委員長を務めていま 私は、4年前から就職差別撤廃東

掲載する、同和関係者の氏名、電話 が少なくありません。 ず、これによって苦しめられている人 インターネットに同和地区一覧表を かを調査する土地差別も後を絶た さらに情報社会の進展によって、 結婚差別や調査会社が同和地区 の取り組みは、著しく後退した地域 政を行わなければなりません。しか のです。同和問題がある限り同和行 解決したと判断されたからではない し、法律が廃止された後の同和問題

制定されたか

なぜ部落差別解消推進法が

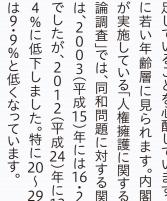
推進法が制定されたのです。 せず、分野によってはもっと深刻化 月の法律廃止後も、部落差別が解決 広く拡散し、永続的に残ります。 ています。インターネットの性格上: 番号等を掲載することなどが行われ しています。このため部落差別解消 このように2002(平成14)年3

験から見て、国や地方自治体がどの ていません。これまでの理念法の経 具体的に実施する施策の内容を定め ような施策を実施していくかが大切 部落差別解消推進法は、理念法で

が実施している「人権擁護に関する世 に若い年齢層に見られます。内閣府 4%に低下しました。特に20~29歳 でしたが、2012(平成24)年に13 は、2003(平成15)年には16・2% 論調査」では、同和問題に対する関心 足していることを心配しています。特 近年、同和問題に関する知識が不

# 法律をどのように生かすか

です。



くりを前進させたいものです。 ルインクル 念です。部 機会にこの が世界で普及しているソーシ ージョン(社会的包摂) 落 差別 理念に基づくまちづ 解 消 推進 法 0  $\bar{\sigma}$ 

制

とが分け隔てなく行える社会で

g

基本です。一

緒に働き、学び、

、遊ぶこ

ながら暮らす社会を形成することが

除されることなく、

地域で助け あらゆる人

合 が

関

係 落

者をはじ

8

排 同

部

差別を解消するためには、

されたことは、

高く評価されます。

が を 差 期待され 定 別 のため部 目 解 め た効 消の て 61 路差別 ます。 果的 ため 0) な 同 解 教 教 和 消 育 育 問 推 啓 題 啓 進 桑 の 法で 発 0 特 0 徴 推 部

や人権: 法務

擁護委員による相談に併

行政として行われる地方法

務

落

差別を受け

人に

対

して

住民に身近な地方自治体による

制も

一層推進する必要があり

ŧ

和問

題

(部落差別)の現状を

実

把握しないと効果的

が講

部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)

は

い

け

ŧ

ん。

最 感情

近

全

国的

調

査

が 7

5

れ

ませ

ん。

ゃ

. 経

験 な

似に頼っ 対策

施

さ

n ま

7

いませ

h

の

で、

法 な

律

で

は

が

部

落

差

別

0

実

態

調

査

を行うと

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを 踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこ れを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明ら かにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること を目的とする。

### (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである との理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を 実現することを旨として、行われなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関 する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体と の連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### (相談体制の充実)

- 第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充 実を図るよう努めるものとする。

### (教育及び啓発)

- 第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよ う努めるものとする。

### (部落差別の実態に係る調査)

- 第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う ものとする。
- ○衆議院法務委員会における附帯決議(平成28年11月16日)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意 するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

### ○参議院法務委員会における附帯決議(平成28年12月8日)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項につ いて格段の配慮をすべきである。

- 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の 民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に 施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差 別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により 新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎 重に検討すること。

# 同和問題の経緯・現状と今後の課題

# 同和問題(部落差別)とは

部が経済的、社会的、文化的に低い状 現実には差別は無くならず、国民の 度が廃止されました。しかしながら に発布された「解放令」により、身分制 態におかれる状況は長く続きました。 けていましたが、1871(明治4)年 食住にわたる厳しい規制や差別を受 受けるなどの日本固有の人権問題です。 婚や就職、日常生活の中で様々な差別を やそこに住んでいることなどを理由に、結 た身分制度のもとで、江戸時代には衣 などと呼ばれる地域の出身であること 同和問題とは、同和地区・被差別部落 日本の長い歴史の中で形づくられ

### 同和対策の経緯

この答申を受け、1969(昭和4)年 や福祉、教育、人権擁護など総合的な対 和40)年の同和対策審議会答申では、同 解決を求める声は高まり、1965(昭 外の格差の拡大などにより、この問題の が浸透する|方、経済成長による地域内 的人権の尊重」「法の下の平等」の理念 策が取られるべきと提言されました。 に国民的課題」であり、生活環境の整備 和問題の解決は「国の責務であり、同時 戦後、日本国憲法が施行され「基本

### に「同和対策事業特別措置法」が施行 り組んだ結果、格差は住環境を中心に され、以来33年間、国と地方公共団体が 体となって各種分野で特別対策に取

# 意識面に残る課題

3月に特別対策は終了しました。

大きく改善され、2002(平成14)年

# (平成25年度県民意識調査※の結果から)

問では、「結婚しない」との回答は5年 景として、「社会全体に残る差別意識 題が残されていることが分かります。 するなど、県民の意識面には未だに課 わゆる同和地区の人であった場合の質 識は深まりつつある一方、結婚相手がい 識」等は減少するなど、正しい理解と認 調査から、同和問題が生じる原因や背 前に比べ若干増加(15・6 %→17・0 % 「家族、親類から教えられる偏見・差別意 こうした中、兵庫県が実施した意識

### 解決を阻むさまざまな事例 ○インターネットの悪用などによる 差別表現

販売しようとしたりするなど、差別を助 する情報をネット上に流したり、書籍を 定の地区を同和問題に関連した地区と 近年インターネット等で収集した、特

> 自由を逸脱した許されない行為です。 誤った認識や差別意識を広める、表現の が、これらは、ネットの匿名性を悪用し 長させる悪質な行為が発生しています

### ○身元調査

が増えています(県内で39市町)。 の不正取得を防止するため、「事前登 厳正な対応が必要であり、戸籍謄本等 婚差別や就職差別につながる行為で 件、2011(平成2)年には、東京の司 受けて戸籍謄本等を不正取得した事 の行政書士が興信所等からの依頼を 録型本人通知制度※」を導入する市町 事件も発覚しました。身元調査は、結 法書士等による全国規模の不正取得 2005(平成17)年には、県内など

# ○土地差別調査等

域」等の差別的表現で報告していたこ 識が根強く残っている現れです。 発生しており、これは、偏見や差別意 ついて自治体等への問い合わせは今も とが発覚しました。また、同和地区に 受けた企業が、特定地区を「不人気地 マンション等の開発業者から依頼を 2007(平成19)年に、大阪府で、

行為」については、同和問題への正し 書籍を売りつけたりする「えせ同和 この他、同和問題を口実に高額

### 兵庫県健康福祉部 人権推進 課

た態度での拒否が大切です。 い理解と、不当な要求への毅然とし

新たな法整備

## 兵庫県の取り組み

別の解消に向け、相談、教育、啓発等の り込まれ、国、地方公共団体が部落差 落差別の実態調査」(第6条)などが感

(第4条)「教育及び啓発」(第5条)「部

の責務」(第3条)や「相談体制の充実」

この法律には「国及び地方公共団体

行されました。

在する現状を踏まえ、昨年12月「部落

こうした部落差別が依然として存

差別の解消の推進に関する法律」が施

施策に一層取り組むことになりました。

るよう、学校、家庭、地域、職場など様々 深めるための教育・啓発が一層浸透す 県民運動」を市町とともに推進し、同 切な対応を図ります。 ような事案には、法務局と連携して適 て取り組んでいます。差別を助長する な場で、隣保館等関係機関とも連携し た、同和問題への正しい認識と理解を 共生社会の実現をめざしています。ま 和問題をはじめ、あらゆる差別のない 兵庫県では、「人権文化をすすめる

### 参考図書

活用への

本書では、この法律が成立した背

部落差別解消法

制定の意義と

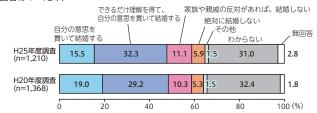
# 部落差別解消法

Q = Q = Q

購入方法等は下記まで お問い合わせください。

-般社団法人 ひょうご部落解放・人権研究所 TEL 078 (252) 8280

※1平成25年度人権に関する県民意識調査…結婚についてお聞きします。たとえばあなたが 結婚しようとする相手が、同和地区の人であると分かった場合、あなたはどうされますか。 (回答は1つだけ)



- ※2「事前登録型本人通知制度」···あなたの代理人や、第三者(弁護士、司法書士等の資格を持つ 人など)が、あなたの戸籍謄本や住民票の写しなどを取った際、市役所や役場から通知を行 うものです。この制度の利用を希望される方は、あらかじめ市役所等での登録が必要です。
  - ●県内では全41市町のうち39市町が導入しています。(平成29年4月1日現在)
  - ●第三者に交付できないようにする制度ではありません。

### 人権文化の発信地として

能性や課題が解説されています。 景やその意義、活用に当たっての

伊丹市立人権啓発センター『ふらっと』(伊丹市)





講座を行っています。 すが、外国人への日本語教育などの す。生徒の高齢化で受講者は減ってきていま 育の場として、新たな受講者を受け 児 童 館は、就学前の親子連 れや放課後の 基礎 入れて

伺ったときは、フラダンス教室が開催されて したり、ビリ 娯楽室を備えており、 もたちの人権意識の向上をめざしています。 子どもたちが太鼓や三味線の練習にいきい づくりに取り組む「ジョイントクラブ」では 感覚を磨き、豊かな感性を育みながら仲間 子どもたちでにぎわい たやパネルなどが展示され、利用する子ど きと取り組んでいます。館内には人権かる んだりしながらふれあっています。取材に ふれあいセンターは、健康ルームや教養 、絆を深められる場となっています。人権 -ドや囲 高齢者が健康体操を 、子育ての情報交換の 碁 などの趣味を楽

であ 通して、 3館複合施設で、人権学習会や講座などを 点として活動しています。 人権センター、児童館、ふれあいセンターの 伊丹市立人権啓発センター『ふらっと』は るとともに、地域の人権啓発活動の 人と人とがつながり合える憩いの場

Jinken Report

# ふらっと立ち寄れる地域住民の憩いの場

ができなかった方が、読み書きの学習をする や学習会、人権フェスティバルを開催してい ことができるように識字教室を開いてい ます。また、様々な理由で教育を受けること 人権センターでは、人権に関する講演会

なっています。 も対応しており、 習会や映画会などを実施しています。また、 所分室業務を行うほか、いろいろな相談に なっています。窓口では、住民票の手続きや 設見学に来るなど、人権啓発活動の拠 校区内の小学生が人権学習の一環として施 本人通知制度の登録、納税など市役所の支 『ふらっと』では、様々な人権をテーマに学 、地域 住 民 が集う場 点点と 所

ています。 ます。より多くの方が『ふらっと』を利用 談業務を強化していきたい」と力強く話 のスキルアップをめざし、『ふらっと』での まざまな人権問題に対応できるように職 進に関する法律」ができたことを受け、 意識を高めていくことができるよう、活動 て、一人ひとりの人権を大切にしようとする 谷泰史所長は、昨年「部落差別の解消の <u>、</u>さ



人権啓発センタ 『ふらっと』 伊丹市堀池2-2-20 TEL 072(781)6006 FAX 072(779)6224

5

笑顔で踊っていました。 おり、約30人の方が心と体をほぐしながら

に入っていけるような明るい雰囲気づくり にするふれあいの場として、地域の 3つの施設とも、一人ひとりの人権を大切 、魅力あるプログラムが展開されています。 方が気軽

# 人権啓発活動の中核として

# してどう生きるか

渡れない。 ー 千 賀 子 さん

ソプラノ(オペラ)歌手

「寝た子を起こすな」から

自らの解放運動の始まりでもあり か」とある人に言われ、そこからが んだ。いい加減、目を覚ましてはどう すべてを卑下するということになる 下するということは先祖も子孫 で自分を卑下してるんだ。自分を卑 となります。27歳の時、「君はいつま すな」という考えで生きていくこと 後、27歳になるまで「寝た子を起こ 別部落であることを知らされ、その 上の女の子から、私の出身地が被差 ました。20歳の時、近所に住む一つ年 て、40年の間舞台に立ち、また、人権 コンサートは25年という年月を迎え 私はソプラノ(オペラ)歌手とし

の勢いで減ってきています。それは、 に向けての授業や話し合いがかなり 人権という概念を理解していない教 今、学校や地域では部落差別解消

人としてどう生きるか

かりと部落差別のことが入っていな れます。したがって、その中にはしっ 思います。「人権とは生まれながらに 育者や団体が多いからではない なく人権」というものが多くなってき けで終わってしまい、中身は「なんと いといけないのですが、人権というと して平等でなくてはならず、誰から 「広い意味を持つ」という言葉遊びだ 邪魔をされてはならない」と言わ

入っているということを忘れてはな ろうかと思わずにはいられません。 が少なくなっている結果ではないだ うか、また、その考えを糾していく人 考えの教育者が多いのではないだろ 発言としても問題ですが、そういう なくてよくなったから、やれやれで 校長が私に「もう、同和問題をやら サートに招かれますが、ある学校の すわ」と言いました。学校長自らの らゆる差別の中には部落差別も 全国各地いろんなところにコン



りません。

て、常に考え方が正しいとは限らな 方では、部落出身者だからと言っ 実態を一つだけ取り上げての人権と いうことです。 いし、差別をしないとは限らないと いうのは成立しないのです。また 人権を考えるとき、何かの差別

かが問われる時代だと感じます。 間違っていればすぐに正しい生き方 きているのかということを自覚し、 かということを考え、自分はどう生 に変えること。それができるかどう ひとりの人間としてどう生きるの

> であることを、明るい希望とともに ての差別をなくしていくために重要 しく知り合うことが同和問題やすべ 際に人とふれあう中で、お互いを正 と、ネット上の情報だけではなく実

昨年、「部落差別の解消の推進に関

の問題が決して他人事ではないこ

人、家族などとの関わりを通して、こ

す。彼女の結婚話を中心に、恋人や友 らい思いをしてきたことを知りま は、自分の祖母や母が同和問題でつ 若い女性です。物語が進む中で、

この物語の主人公は、ごく普通

、彼女



出演/寉岡萌希(つるおかもえき)、 出席/ 崖岡明帯(ブるおがらんさ)、 根岸季衣(ねぎしとしえ)、中村育二 高田敏江、高木万平 ほか

企画/兵庫県、(公財)兵庫県人権啓発協会 企画協力/兵庫県教育委員会 製作/東映(株)

字幕副音声付/36分/活用ガイドあり 平成26年度制作 人権啓発ビデオ あなたに伝えた

۷

きずな映画館

### 購入について

FAX 06 (6345) 6756

える。

**Profile** 

ソプラノ(オペラ)歌手として活躍。国 内外でコンサート、リサイタルを行 い、今年、舞台活動は40周年を迎え る。「天性のベル・カント=美しい歌 声」を駆使したアリアはイタリア公演 で高い評価を得た。一方、子どもたち にも人権の大切さを伝える"小さな 手のひらコンサート"を全国各地で 展開。全国でのコンサートもすでに 1000回を超え、今年は25年目を迎

東映(株)関西営業推進室 TEL 06 (6345) 9026

けとなる人権啓発ビデオです。ぜひ、 する同和問題について考えるきっか する法律」が施行され、今もなお存在

ご活用ください。

### 貸出について

(公財)兵庫県人権啓発協会 研修部 TEL 078 (242) 5355

FAX 078(242)5360

## 投稿&クロスワードで 「オリジナルボールペン」を プレゼント!



PA~Iの文字を順番に並べると、 何という言葉になるでしょう?

1			2	E	3	В	
		4					
5	6			7		8	
	9		10				
11					12	A	
13				14 \( \)			
		15					

### タテのカギ

- 1 夏の夜空を彩る打ち上げ○○○
- 2 家の外囲いに設ける出入り口
- 3 古くから人々の間に語り継がれている神を中心とした物語
- 4 無報酬での活動に自主的に参加する人
- 6 四国八十八か所の霊場を巡り歩く「○○○○さん」
- 7 「陽」の反対語です
- 8 人間社会の中での出来事やその移り変わりの過程、またその記録。「○○○に残る大事件」
- 10 遠い将来までをも見通した心構えや準備をしておくことを「百年の○○を立てる」と言います
- 11 子どもたちは、夏休みは勉強も○○○も一生懸命!
- 12 信用していた人に裏切られてひどい目にあった時に飲まされたもの
- 14 人としてのあり方や生き方。「人の○○」にそむくことは決して行いません

### ヨコのカギ

- 1 海や湖などの水際に沿った平地。「砂○○」
- 2 厳しい暑さ。「○○○○の折、いかがお過ごしですか?」
- 4 先祖の霊を迎えて供養する仏教の行事です
- 5 パンジーよりもやや小さめのスミレ科の観賞用植物
- 7 理由。「○○○なき差別」を受け入れるわけにはいきません
- 9 ゆがめられた考え方に基づくかたよった見方や感情
- 11 落ち着いていて変動の少ないこと
- 12 「月は東に、日は○○に」
- 13 衣服などの型や模様が同じであること。「○○○の浴衣」
- 14 人の目を気にし、うわべや外見を実際より良く見せようとして張るもの
- 15 「○○○○○模索」とは、手がかりがないままいろいろやってみること

6月号の生え

ツノダセカタツムリ

### 読者からのお便り~6月号を読んで~

「男性はこうあるべき」「女性だから」という 固定概念がいろいろな人の努力や支援で少しずつ薄まってきているのも確かですが、実は自分の中にこそ、思い込みや理想像を持ち続けているのではないかということに気付かされました。

(淡路市 じぶんさがしさん)

多様性が認められる社会になりつつあるとはいえ、まだまだ課題は多いと思います。「男性」も「女性」も性別にとらわれず、皆が輝ける、そんな社会の体制が広がっていけば、もっと生きやすいだろうと感じます。

(明石市 クリームスイカさん)

昨年9月長島愛生園へ行きました。 ハンセン病の人たちへの偏見による差別の実態を学んできました。ハンセン病 はもう怖い病気ではないということを 正しく知って、正しい行動を取ることで、 差別をなくすことにつながるということ を学びました。

(豊岡市 土野 信義さん)

「読者からのお便り」の投稿掲載者(平成29年10月号)とクロスワードの正解者(抽選で10名)に、「オリジナルボールペン」をプレゼント。本誌「きずな」へのご意見やご感想、人々



とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを 募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください。

※投稿はペンネームの使用も可能です。 ※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

### 応募方法

はがき、FAX、メールで受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前(ペンネームを使用の場合も要併記)、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。

### 締め切り

9月1日(金)締め切り(必着)

### 応募先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内 (公財)兵庫県人権啓発協会 「きずな」ふれあいサロン係 TEL 078(242)5355 FAX 078(242)5360 Eメール info@hyogo-jinken.or.jp

※応募者および投稿者の個人情報は、管理を適切に行い、 誌面づくり以外の目的には利用いたしません。





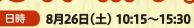
### 権文化をすすめる県民運動

8月1日▶31日

兵庫県政1150周年記念先行事業

スタンプラリー開催

"子どもが大好きな キャラクターシール"を プレゼント!! (完走者: 先着200名)



いたみホール(伊丹市立文化会館) 伊丹市宮ノ前1丁目1番3号

阪急伊丹駅から北へ徒歩約3分 アクセス JR伊丹駅から西へ徒歩約8分 ※公共交通機関をご利用ください。

対象 どなたでも参加できます (公財)兵庫県人権啓発協会 問い合わせ

場所

県立のじぎく館内 ○詳細については、下記(欄外)までお問い合わせください。 ●人権講演会&ミニライブ 「ありのままに生きたありはありのままだった」 原田伸郎さん(タレント・ミュージシャン・墨遊家)

●ステージショー「それいけ!アンパンマン ショー」

●地元高校・大学生によるふれあいステージ (ジャズ演奏・和太鼓演奏)

**きらっと☆オンリーワンの** 「安納芋のパイ」プレゼント! (ふれあいステージ観覧者:先着200名様) 人権ユニバーサル事業 ・ボッチャ

スポーツ吹き矢

·知的障害疑似体験

子ども多文化共生イベント

●人権啓発映画上映

※他に、福祉団体による焼菓子、野菜等の販売など盛りだくさん。



INAC神戸 レオネッサ



INAC神戸グッズ・阪神タイガースグッズが当たる大抽選会開催!

わたしたちも 「人権文化をすすめる県民運動」を 応援しています!

### EVENT GUIDE AKYLHIAK

1ベント名 加西市 平成29年度人権文化をすすめる市民のつどい

日時・場所 8月20日(日)13:30~15:50 加西市民会館文化ホール※北条鉄道「北条町」駅から徒歩約10分

講演「あきらめない心 | 講師 伊藤 真波さん(北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表)

問い合わせ 加西市ふるさと創造部 人権推進課 TEL 0790(42)8727 FAX 0790(43)1380

イベント名 神戸市 心かよわす市民のつどい

日時・場所 8月22日(火)13:30~15:50(開場13:00)神戸市文化ホール・中ホール※神戸市営地下鉄西神・山手線「大倉山」駅から徒歩1分

**】講演「私が『あきらめない心』を語るなら~マイナスをプラスにして努力する~」** 講師 佐野 有美さん(車いすのアーティスト)※他短編映画1本上映 入場無料・事前申込必要(7月11日から受け付け開始) 先着800名

問い合わせ 神戸市イベント案内・申込センター TEL 078(333)3372 FAX 078(333)3314

ラジオ関西「谷五郎のこころにきくラジオ」(毎週月曜 10:00~15:00) で、 14:35 頃から「きずな」の記事を紹介しています。

### 人権に関する相談窓口

### ひとりで悩まずお電話ください

インターネットによる人権侵害を含めた様々な人 権に関する相談を受け付けています。

(公財)兵庫県人権啓発協会 TEL 078 (242) 5355 FAX 078(242)5360 受付時間 平日 9時~17時 (12/29~1/3・土日祝除く) 秘密厳守·相談無料·通話料要 ※ホームページ上のフォームからの メール相談も受け付けています。



### HALF TIME

伊丹市立人権啓発センター『ふらっ と』を取材させていただきました。普段の 生活の中で、人と人とがつながり合い、同 じ時間を共有することで、互いを思い合 うことができる場になっていると感じま した。谷所長をはじめ、職員の皆さんは、 地域の人権啓発の拠点として、いきいき と活動されています。

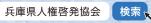
訪れる地域のみなさんを出迎える職員

のみなさんの笑顔が、『ふらっと』が心の 居場所になっていることを物語っていま

「人権」とは決して難しいものではな く、身近で誰もがその人らしく大切にさ れるべきことなのだと思います。

今年は「ひょうご・ヒューマンフェス ティバル」を伊丹市で開催します。ぜひご 参加ください。(西村)

「きずな」は、当協会ホームページからも ご覧になれます。







(公財)兵庫県人権啓発協会 〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内 TEL 078(242)5355 FAX 078(242)5360 ∑info@hyogo-jinken.or.jp